

【結果の見方】

結果の見方

1 耐震診断について

耐震診断は、震度6強から7程度の大規模な地震に対して、倒壊又は崩壊する危険性を評価するものです。震度5強程度の中規模地震に対しては、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。

2 施設ごとの耐震性の確認方法

施設ごとの耐震性は、耐震診断の結果により、下記Ⅰ～Ⅲの3区分に分類されます。

(安全性の評価は、報告された耐震診断の結果を、平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものです。)・

大規模の地震の震動及び衝撃に対して危険性		耐震性の有無	確認の方法
Ⅰ	高い	耐震性が不足している	表内の「安全性の評価」欄をご覧ください
Ⅱ	ある		
Ⅲ	低い	耐震性がある	

《耐震性の確認手順》

次のA、Bを使い、以下の手順で確認します。

A・・・要安全計画記載建築物（特定緊急輸送道路沿道建築物）、要緊急安全確認大規模建築物の結果一覧表

B・・・【附表】耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

※次ページに確認手順を図示していますので、あわせてご覧ください。

手順1 【A】で診断方法の名称を確認し、【B】附表の診断方法と照合します。

手順2 【A】で報告された数値と、【B】附表の安全性の評価とを比較します。

手順3 【A】で報告された診断結果を、【B】附表の評価に当てはめたものです。

【結果の見方】

【A】結果一覧表

要安全計画記載建築物（特定緊急輸送道路沿道建築物）

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、建築物の所有者または管理者から報告された耐震診断の結果を公表します。

報告者より報告のあった内容です。
手順1
診断方法の名称を確認し、附表の診断方法と照合します。

報告された診断結果の数値です。
手順2
報告された数値と、附表の安全性の評価とを比較します。

No	建築物の名称	建築物の位置 (住居表示)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果 ※1		安全性の 評価 (I, II, III) ※2	耐震改修等の 予定※3		備考
					Is/Iso	CTUSD		内容	実施 時期	
1	〇〇ビル	三鷹市 上連雀〇-〇-〇	共同住宅 店舗	4 財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	1.28	0.47	III			

【B】【附表】耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価
平成27年12月11日国住指第3435号別表抜粋

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	III (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
4 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s / I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{T0} \cdot S_0 < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{s0} < 0.8 \cdot Z \cdot G \cdot U$ $\leq C_{T0} \cdot S_0$
5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	$I_s / I_{s0} < 0.5$ 又は $C_1 \cdot S_0 < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U$ $\leq C_1 \cdot S_0$

手順1

手順3

安全性の評価の値です。
手順3
報告された診断結果を、附表の評価に当てはめたものです。

※1 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者より報告された耐震診断の結果を、平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものです。

- I. 大規模の地震※の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
 - II. 大規模の地震※の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
 - III. 大規模の地震※の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。